

は　し　が　き

地方公共団体の実施する下水道事業の数は、平成 17 年度末において 3,699 事業（法適用企業 213 事業、法非適用企業 3,486 企業）であり、市町村合併等により、前年度の 4,343 事業に比べ 644 事業減少している。平成 17 年度末の下水道の普及状況をみると、水洗化状況を表す汚水衛生処理率は 74.5% にとどまっている。また、施設の整備状況を表す汚水処理人口普及率は 80.9% と着実に増加しているものの、このうち人口 5 万人未満の中小市町村における整備率は 62.9% にとどまっている。今後、下水道整備の主役はこうした中小規模の市町村にシフトしていくと考えられる。中小市町村は財政力が都市部に比して弱く、整備効率も悪いため、これまで以上に経営の観点のチェックを行った上で効率的な事業手法の検討を行う必要がある。

下水道事業全体を取り巻く環境をみると、地方財政の悪化、地方分権の推進、環境・省資源化対策、情報公開の推進等、大きく変化している。このような中で、下水道事業は地方公営企業として経営の健全性を確保しつつ、かつ住民の更なるニーズに応えなければならない。また、地方公共団体の財政運営を考慮した適切かつ長期的視点に立った事業の実施、地域ごとに最適な処理方法の選択と組み合わせ、委託の推進、事業の広域化・共同化、使用料及び受益者負担金の一層の適正化等により経営基盤の強化に努める必要がある。その過程で、使用料負担水準をはじめとする経営情報を議会、住民にわかりやすく適切に説明し、その意見をよく聴くことが重要であるといえる。

なお、下水道料金の情報公開については、政府の物価安定政策会議（内閣総理大臣の諮問機関）の公共料金情報公開検討委員会においても、そのあり方について検討がなされてきたところである。具体的には、地域独占形態により競争原理の働かない、規制下における上下水道料金の情報公開のあり方について、事業者及び行政機関は、決定された料金が妥当であることについての説明責任を負い、料金算定ルールや財務会計情報等について十分な情報公開を行うことが必要であるとしている。そして、経営効率化に関する情報公開について、効率性の比較ができるような分析の手法の改善・開発にも努めることが必要であるとしている。また、その後の報告においては、情報が提供されている場合でも、それが十分に伝わっていないことが指摘されていることを踏まえ、事業者に情報公開の方法、時期などについてより一層の努力・工夫を求めている。

こうした趣旨を踏まえ、本書は、各下水道事業者がそれぞれの経営状況を把握するうえで必要な資料を提供するものである。すなわち、平成 17 年度地方公営企業決算状況調査のデータを基に、事業体を類型別に分類し、同じ類型に属する事業体との数値比較を容易に行うことができるよう各種の指標を設定した。

本書が、今後の下水道事業の経営にあたっての尺度として活用され、経営の健全化に資すれば幸いである。

平成 19 年 3 月

総務省 自治財政局 地域企業経営企画室長

和田 裕生